

大紀町空き家等有効活用推進事業支援補助金交付要綱

平成22年 7月15日

大紀町告示第 14 号

(目的)

第1条 この要綱は、大紀町空き家バンク制度を促進するため、空き家の利用希望者等に対し、予算の範囲内で支援することについて、大紀町補助金等交付規則(平成17年大紀町規則第37号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、大紀町空き家バンク制度要綱(平成22年大紀町告示第 号)に基づいて、売買若しくは賃貸借の契約に至った空き家所有者又は利用希望者とする。

(補助対象経費)

第3条 第1条に規定する補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の対象とする経費は、同一の建物について1回限りとする。

- (1) 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費
- (2) 空き家の簡易な改修に要する経費
- (3) 前号のほか町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条にかかる経費とし10万円を限度とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年 7月15日から施行する。